



はままつ 働くための基礎知識

働く前に知っておこう！

労働契約

正社員・パート・アルバイト等の雇用形態に関係なく、働く前に労働者と使用者との間で働く条件について取り交わす契約のこと。使用者は雇い入れの際、以下の6つの項目について書面で明示しなければなりません。

- 1 労働契約の期間 (いつからいつまで働くか)
- 2 労働契約を更新する場合の基準
- 3 仕事をする場所及び仕事の内容
- 4 労働時間、時間外労働、休息、休日など
- 5 賃金 (諸手当含む) の計算や支払方法
- 6 退職、解雇の事由に関すること

就業規則

事業所単位で、労働時間、賃金、退職(解雇)等の労働条件の具体的な細目や、労働者が**就業上守らなければならない規律を定めたルール**のこと。以下の3つの項目は必ず書面で明示しなければなりません。

- 1 労働時間
始業終業時刻、休憩時間、休日、休暇、交代制など
- 2 賃金
賃金の決定、計算、支払方法、締切日、支払時期、昇給など
- 3 人事
退職(解雇の事由を含む)



賃金

働くことへの対価として使用者が労働者に支払う**給料**、時間外労働の**残業代**、**各種手当**、**賞与**、**退職金**などのこと。名称は問わず全てのものをいいます。働くことへの対価とは、使用者が、使用従属関係にある労働者に対して、その**労働報酬として支払うもの**をいいます。

賃金支払いの5原則

- 労働者本人に
- 現金で※
- 全額を
- 毎月一回以上
- 毎月同じ日

※本人の同意があれば銀行振り込み可

労働時間

「使用者の指揮監督下にある時間」のこと。始業時から終業時までの拘束時間から休憩時間を除いた時間を指します。実際には、業務をしていない昼休みの電話番や準備・片付けなどの時間も、使用者の指示によるものといえる場合であれば労働時間に含まれます。

- 1 法定労働時間
1日8時間以内、1週40時間以内が原則(休憩時間を除く)
- 2 所定労働時間
法定労働時間の範囲内で、企業別に就業規則などで定めた始業時から終業時までの時間
- 3 労働時間の例外
 - ①変形労働時間制 (1日8時間を超えるが、週40時間以内)
 - ②災害時・臨時の時間外・休日労働
 - ③三六協定による時間外・休日労働



休憩時間

1日の労働時間が
6時間を超える → 45分以上
8時間を超える → 60分以上 の途中休憩が必要です。



アルバイトに関するトラブルを防ぐために

アルバイトを始める前に

いわゆるブラックバイトに陥らないため、働き始める前には労働条件が記載された書面(雇用契約書、労働条件通知書、雇用通知書等)を必ずもらい、手元に残しましょう。

労働条件が記載された書面では最低限、次の6点を確認しましょう。

- 1 労働契約の期間
- 2 期間の定めのある労働契約を更新するときの判断基準
- 3 仕事をする場所と内容
- 4 勤務時間、休憩時間、シフト、休暇
- 5 アルバイト代の金額、支払方法、支払日
- 6 辞めるときの決まり



アルバイトに関するQ&A

Q 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった。

A 使用者の指揮命令下に置かれている時間内の準備や片付けは労働時間に含まれます。

Q 販売ノルマを達成できなかったときに、商品の買い取りを求められた。

A 使用者は労働者に対し、商品の買い取りを強制したり、その分の給与天引きを行ったりすることはできません。

Q アルバイト先から「もう明日から来なくていい」と言われた。

A 契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、期間中に解雇することは契約違反であり、原則できません。たとえ解雇が有効であっても、解雇を行う場合、30日以上前の予告か30日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。

Q アルバイトの賃金は時給600円と言われた。

A 賃金は、雇う人と働く人の間の契約によって決まりますが、都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。

働くことに関する相談窓口

● 浜松総合労働相談コーナー

☎053-541-7488

(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

● 西部県民生活センター労働相談

☎0120-9-39610 ☎053-452-0144

(平日 9:00~12:00、13:00~16:00 ※固定電話のみ) (平日 9:00~12:00、13:00~16:00)

● 法テラス浜松

☎050-3383-5410

(平日 9:00~17:00)

● 社会保険労務士による労働相談

☎0800-2003-363

(日曜日 12:00~17:00)



はままつ生活・
就労支援ガイドは
こちら

※上記相談窓口は、年末年始はお休みです。

※相談窓口については、浜松市産業振興課で発行している「はままつ生活・就労支援ガイド」をご覧ください。
また、浜松市ホームページでも公開しています。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/roudou/guide.html>

